北海道公立学校教職員互助会 特別会員の皆さまへ

退職者団体扱自動車保険のご案内

割引率変更のお知らせ　保険期間初日が令和9年1月1日～令和9年12月31日までのご契約

令和９年１月１日以降の保険始期契約に適用される大口団体割増引率は、損害率(※)の悪化に伴い、各保険会社ともに引き下げ(縮小)となりました。

(※)損害率：皆さまからお預かりした保険料に対する、お支払いした保険金の割合

大口団体割増引率は、毎年の「損害率」と「ご契約台数」により算出され、変動する(割引率が拡大または縮小する)場合があります。

今後の割引率維持および再拡大に向けては、「事故防止」と「契約台数の増加」が不可欠です。

下記保険会社の自動車保険を一般扱で契約中の特別会員様におかれましては、ぜひ団体扱制度のご利用をご検討ください。

なお、「自動車共済」「車両共済(引受保険会社:損害保険ジャパン)」など共済組合の自動車保険は団体扱制度の対象となりません。

・保険会社名	①一般契約一時払に比べて割安	②大口団体割増引率	一般契約一時払と比較した全体の割安効果
・損害保険ジャパン（株）	5%割安	0%	約 5%割安
・共栄火災海上保険（株）	5%割安	0%	約 5%割安
・三井住友海上火災保険（株） ※保険期間の初日が令和９年３月31日までのご契約	5%割安	0%	約 5%割安
・あいおいニッセイ同和損害保険（株） ※保険期間の初日が令和９年３月31日までのご契約	5%割安	2.5%割引	約 7.3%割安
・東京海上日動火災保険（株）	5%割安	4%割引	約 8.8%割安
・日新火災海上保険（株）	5%割安	7%割引	約11.6%割安
・ＡＩＧ損害保険（株）	5%割安	16%割引	約20.2%割安

※三井住友火災海上保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に 2027 年４月１日に合併し、「三井住友海上あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」となります。

①団体扱年一括払は、一般契約の一時払に比べて５％割安です。
②さらに、大口団体割増引率が適用になります。
一般契約の一時払と比較した全体の割安効果は、上記①と②を掛け合わせて算出します。

計算式例：大口団体割増引率が「４％」の場合の全体の割安効果

$$1-\{(1-\text{団体扱年一括払分 } 5\%)\times(1-\text{大口団体割引率 } 4\%)\}$$
$$= 1-(0.95\times0.96) = 1-0.912 = 0.088 = \text{約 } 8.8\%\text{割安}$$

このご案内は概要を説明したものです。保険の内容は、自動車保険のパンフレット・ご契約のしおりなどをご確認ください。ご契約に際しては、必ず「重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。詳しい内容については現在契約中の代理店までお問い合わせください。

また、団体扱の対象となる方の範囲（契約者、記名被保険者、車両所有者）、団体扱特約失効時の取扱いなどご不明な点等については、現在ご契約中の代理店または引受保険会社、もしくは北海道教育互助センター（非幹事代理店）までお問い合わせください。

取扱代理店(非幹事)/お問い合わせ先　**株式会社 北海道教育互助センター**

〒060-0001　札幌市中央区北１条西６丁目２　損保ジャパン札幌ビル５階
Tel（011）281-0037　営業時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除きます。）9:00～17:15

26-1293、(B26-200908　2026 年 10 月承認)、D-008549（2027-12）

ご家族のマイカーも契約OK!!

「特別会員本人」がご契約者なら、

会員本人だけでなく**ご家族のおクルマ**※にも団体扱割引の適用が可能です。

ご家族皆さまで、北海道公立学校教職員互助会の団体扱制度をご利用ください。

※団体扱割引の対象となる「車両所有者」や「記名被保険者(お車を主に使用される方)」の例

① 特別会員本人　② 配偶者　③ 同居の親族(息子・娘・息子夫婦・娘夫婦)

④ 別居の扶養親族(扶養する息子・娘)

お手続き方法

※表面記載の保険会社で
すでに団体扱に変更済みの方はお手続き不要です。

「北海道公立学校教職員互助会の特別会員なので、団体扱に変更したい。」と、
現在ご契約されている代理店へお申し出いただき、お手続きしてください。

Point1 団体扱に変更する場合も、ご契約中の代理店を変更せずご継続いただけます。

Point2 **「教職員互助会の特別会員番号」**の登録が必要です。

・ご不明な場合は、北海道公立学校教職員互助会までお問い合わせください。
電話　011-271-5229（福祉相談室直通）　011-211-6071（特別会員グループ直通）

Point3 保険料のお支払方法は、
口座振替(集金代行サービスを利用)で、「年一括払」または「長期年払」に限ります。
「分割払(月払)」や「クレジットカード払」は対象外です。

・口座振替(集金代行サービスを利用)の設定は、保険の契約手続きとあわせてご契約中の代理店にてお手続きください。

よくあるご質問

Q. 見積書等に「団体扱年一括払分５％」の表記がありません。大丈夫でしょうか？

A. ご安心ください。団体扱年一括払は、見積書の項目に割引名が表示されるのではなく、あらかじめ５％割安な保険料率で算出される仕組みとなっております。
「団体扱年一括払」をご選択いただいた時点で、一般契約一時払に比べて５％割安な保険料が適用されていますので、そのまま安心してお手続きください。

退職され、新たに「特別会員制度」に加入される皆さま

・**会員お一人のみの生きがい事業の加入で、「退職者団体扱自動車保険」を利用できます。**

現在ご契約されている代理店へ、「退職し教職員互助会の「特別会員制度」に加入するので、団体扱を(継続または新たに)利用したい。」とお申し出いただき、お手続きください。

・「特別会員番号」が通知されるまでの間は、現職時の「会員番号」を当面の間ご登録ください。